

10－(13) 鹿児島県公害防止条例に基づく拡声機騒音に係る規制の概要

① 一般規制

音 量 の 制 限	65デシベル（中央値）以下（音源から30メートルの地点）
時 間 の 制 限 等	・午後8時から翌日の午前8時まで使用禁止 ・使用時間は、1回10分以内とし、15分以上の休止時間をおくこと。（移動して使用する場合を除く。）
そ の 他	・拡声機の間隔は、50メートル以上とする。 ・地上8メートル以上の高さでは、使用しないこと。（航空機放送を除く。）

ただし、次の場合は除く。

ア 法令に特別の定めのあるとき。

イ 祭礼、盆踊り、その他地域の風俗習慣に基づく一時的な行事のため使用するとき。

ウ 集団の整理誘導等のために使用するとき。

② 商業宣伝に係る規制

何人も住居の環境が良好である区域または学校若しくは病院の周辺の区域では商業宣伝を目的として、拡声機を使用してはならない。ただし、①に定める事項を遵守して自動車による等移動して、拡声機を使用する場合を除く。

（該当地域）

(1) 都市計画法第8条第1項第1号の規定に基づき定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居及び準住居地域並びにその周囲30メートル以内の区域 (2) 学校または病院の敷地の周囲80メートル以内の区域

③ 航空機使用による商業宣伝に係る規制

音 量 の 制 限	65デシベル（中央値）以下（原則として、地上おおむね1メートルの地点）
時 間 の 制 限 等	・平日は日没から翌日の午前8時まで使用 ・日曜・休日は午前10時までと午後5時以降 } 禁止
そ の 他	・同一地域の上空で3回以上くりかえして放送しないこと。 ・音楽を放送しないこと。